

企画調整連絡会議運営要綱

平成元年 1 2 月 1 2 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市政策・調整会議規程(平成元年川崎市訓令第 9 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、企画調整連絡会議(以下「連絡会議」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(主宰及び構成)

第 2 条 連絡会議は、総務企画局長が主宰し、総務企画局長及び事案関係局長等をもって構成する。

(開催)

第 3 条 連絡会議は、総務企画局長が必要に応じて随時開催する。

(所掌事項)

第 4 条 連絡会議において所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市政策・調整会議において審議されるべき事項
- (2) 川崎市政策・調整会議において報告されるべき事項
- (3) 前各号のほか、総務企画局長が必要と認める事項

(庶務)

第 5 条 連絡会議の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 6 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。